# 気 候変動対応に 金融審議会ディスクロージャーWG 関 する 開 を議

キング・グループ(座長:神田 **究科教授)をオンラインで開催** 秀樹・学習院大学大学院法務研

した。 本WGは、金融担当大臣から

ついて諮問されたことに基づ き、開催されたもの。 の開示のあり方に関する検討に 金融審議会に対して、企業情報

# 第1回の議論 9月2日にオンライン開催

が示され、優先順位等について、 会環境の変化として、 以後の企業開示をめぐる経済社 会ディスクロージャーWG報告 (2018年6月) の金融審議 された第1回WGでは、 次の論点 前回 図表の論点が示された。 た。

議論が行われた。

サステナビリティ(気候変動 対応、 様性の確保等) 人的資本への投資、 多

> る考え方について、賛同する意 否かについて判断すべき」とす 資家の投資判断にとって重要か

コーポレート・ガバナンス(取 有株式、監査に対する信頼性 締役会等の活動状況、政策保

> 個別課題(ITの活用、重要 の適時性等) な契約、英文開示、提供情報

第2回ディスクロージャーワー

去る10月1日、金融審議会は

数聞かれていた。 先的に議論すべきとの意見が多 されること等を踏まえると、優 について、近くCOP26が開催 委員からは、「気候変動対応」

# 気候変動開示に関する議論

る開示について議論が行われ WGでは、気候変動対応に関す 第1回の議論を受け、第2回

重要性(マテリアリティ)を「投 委員からは、図表11の開示の 方についての委員の意見 開示における重要性の考え

業財務における重要性(シング 見が多く聞かれた。 また、重要性の考え方につい 気候変動が影響を与える企

か

との意見が多く聞かれた。

のある企業を対象としてはどう

と『指標と目標』は重要性

は全企業を対象とし、『戦

ルマテリアリティ)と、それに

要である」、「時間の経過ととも 当」との意見が出された。 イナミックマテリアリティが適 諸表にも取り込まれるとするダ 対立ではない。目的適合性が重 に企業価値に影響を与え、財務

の委員の意見 開示充実の方向性について

といった意見が聞かれた。 他のステークホルダー向けには しまう懸念がある」、「投資家に の虚偽記載となるのではないか 任意開示と、棲み分けをすべき 向けた開示は有報で行い、その れた任意開示での間違いが有報 を参照する』とあるが、参照さ て、「『有報において任意開示等 図表2①ivの任意開示につい 任意開示も保守的になって

事務局から、議論項目として、

事務局資料で説明され、委員か 環境および社会における重要 加えて企業活動が影響を与える 「『ガバナンス』と『リスク管 の枠組みの優先度については、 図表<br />
②<br />
②<br />
の<br />
T<br />
C<br />
F<br />
D<br />
の<br />
4 「シングルかダブルかの二項 **(ダブルマテリアリティ)が** 

## (図表) 気候変動対応開示の議論項目

(1) 開示における重要性(マテリアリティ)の考え方	有価証券報告書の記述情報における「重要性」(マテリアリティ)については、一般的には、「投資家の投資判断にとって重要か否かについて判断すべき」と整理しているが、サステナビリティ開示についても、同様の考え方でよいか。また、「投資家の投資判断にとって重要か否か」は、企業価値への影響を考慮して判断するというアプローチについて、どのように考えるか。			
(2) 開示充実の方向性	<ul> <li>① サステナビリティ開示に関して、以下のような意見があるが、有価証券報告書における開示の検討にあたり、さらにどのような点を踏まえる必要があるか。</li> <li>(i) サステナビリティ開示の枠組みに関する国際的な検討状況を踏まえ、わが国企業の取組みが投資家に十分理解されるような開示とすることが求められる。</li> <li>(ii) 国際的な議論がまさに行われているところであり、まずは当面の対応の検討、将来的には来年夏に策定予定のISSB基準などを踏まえた検討が必要。</li> <li>(iii) 投資家、企業双方にとって意味のある開示となるよう、比較可能性を考慮する一方で、開示における優先度や企業の実務負担を十分踏まえる必要がある。</li> <li>(iv) 一部の上場企業における創意工夫を生かした任意開示を十分受け止められる枠組み(たとえば、有価証券報告書において任意開示等を参照することより総覧性を確保するなど)が望ましい。</li> </ul>			
	② サステナビリティ開示に関して、気候変動開示に係るTCFDでは、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という枠組みが示されているが、開示において特に優先度が高いと考えられる項目は何か。			
(3) 海外当局の動向・スケジュール	本年11月にCOP26が開催され、来年6月にはIFRS財団のサステナビリティ報告基準が最終化される見込みであるなか、各国当局のサステナビリティ開示に関する取組みが進んでいる。国内の検討もこうした国際的な動きと歩調を合わせたものとする必要があると考えられるが、今後のスケジュールを考えるうえで留意すべきことはあるか。			
(4) その他	上記の他、気候変動開示に関して、留意すべき事項はあるか。			

# 余地 当面限られる米長期金利の低下

米長期金利が急上昇してい

備制度理事会(FRB)のタカ 5%台まで上昇した。米連邦準 後より急上昇し、6月以来の1 場委員会(FOMC)の終了直 前半で推移していたが、9月21 クが背景にあるとみられる。 派姿勢と米国債デフォルトリス 22日に開催された米連邦公開市 月半ばからおおむね1・3%台 米国債10年物利回りは、

FRBによる物価見通しの上

修正されていた。 前回6月に比べていずれも上方 (コアPCE) 予想の中央値が、 今年を含む今後3年間の物価 合で、FOMCメンバーによる 利・経済見通しが公表される会 今回のFOMCはFRBの金

る。 FRBが考えていることにな 和縮小開始と受け止めた。しか はこの発言を条件つきの年内緩 となる問題」が指摘され、市場 きとなりFRBの政策が後追い でのパウエル議長の発言では、 6月時に想定した以上に強いと 「インフレが一時的に大きな動 8月のジャクソンホール会議 一今回の物価上昇予測では 同時公表の利上げ予

想を示すFF金利見通しについ 18人中9人となり、 始を見込むFOMCメンバーが ては、2022年中の利上げ開 人増加した。

連邦政府の債務上限問題への対 で強く主張された。具体的には、 米財務長官の上院での議会証言 後数カ月間続くとみられている。 給側の制約悪化が挙げられ、今 れた。物価上昇の加速要因とし B議長の議会証言でも明確にさ 会上院で行われたパウエルFR 方修正は、9月28日の米連邦議 **スクについては、同日のイエレン** て物流の停滞や人手不足など供 また、米国債のデフォルトリ

限の引上げか撤廃を主張してい はデフォルトリスクで振れやす 方がある。米長期金利は、 るが、現時点では流動的との見 警告を行った。イエレン財務長 あると指摘し、デフォルトへの 降、政府の資金枯渇の可能性 応が遅れた場合は、10月18日以 この問題が決着した後も当 パウエル議長ともに債務上 目先

前回より2

られるのでしょう。

定形で断言されることで勇気づけ このように疑問形ではなく、肯

面は低下余地が懸念される。

江口

メンタルクリエイト 毅

に不安を覚えるようになりまし えていたのですが、不思議と徐々 にかけてくれることに安心感を覚 てくれました。 はじめのうちは気 輩がいました。その先輩は決まって 毎日のように声をかけてくれる先 ての仕事に四苦八苦していた頃、 す。 筆者が入社したばかりで初め 江口君、大丈夫?」と声をかけ 会社にはいろんな先輩がいま

言してくれるからこそ、 勇気づけ なら大丈夫」のように肯定的に断 ドです。 やはり 「大丈夫」 という う言葉の難しさを感じたエピソー あるでしょうが、「大丈夫」とい 間もない時期だったということも とを思ってしまいます。 入社して だということだろうか、そんなこ れるのではないか、まだまだダメ みえないから「大丈夫?」と聞か 日のように聞かれると、だんだん かし、疑問形で「大丈夫?」と毎 ポジティブな印象を受けます。 し 言葉は、「きっと大丈夫だよ」、「君 と自分が大丈夫でないような気が してきます。 自分が大丈夫そうに 「大丈夫」という言葉からは、

られた体験が2つ続きました。

当者は、「必ず解決してみせます」 たときのことです。そのときの担 があり、サービスデスクに電話し ストリーミングサービスで不具合 に感動しました。 と断言してくれました。 その言葉 1つ目は、定額聴き放題の音楽

注力する社会のなかで聞いたから 注意書きを増やし続けています。 また、企業はあらゆる例外や想定 か、感動もひとしおでした。 そのようなリスクヘッジばかりに す」といわなくなって久しいです。 外のケースを並べ立て、 商品には 医師が「必ず手術を成功させま

どと条件をつけることなど一切な ことができたら…」、「あなたが るようにしてあげるから」と断言 いわれたとおりに頑張れば…」な してくれました。「もし長く通う 言葉です。 クロールがまったくで 対して、清々しさを感じると同時 ともなく、断言してくれたことに く、前もつて言い訳を用意するこ きない筆者に対して、「必ず泳げ に信頼感を覚えました。 2つ目は、水泳教室のコーチの

デスクの人から仕事における大切 ます」といわれたとき、サービス ありません。「必ず解決してみせ は、勇気づけられたことだけでは これらの体験を通して得たもの

な姿勢を学びました。 断言する

らついていきたいと思わせること ら」といわれたとき、リーダーシッ 責任、その心意気、逃げ道をな 築の基本だと思います。 は、二者関係においてもチームマ かたを学びました。この人だった プのあり方や信頼関係の構築のし ないほど大きなものでしょう。また、 事に比べると、達成したときに得 リスクヘッジばかりに注力する仕 高め、知見を増やします。 そして、 くす覚悟などは、仕事のレベルを ネジメントにおいても信頼関係構 られる満足感や自信は比較になら 「必ず泳げるようにしてあげるか

じ切る、多少うまくいかなかった といった態度が必要です。 からといってイチャモンをつけない てくれたのなら相手を最後まで信 必要もあります。 肯定的に断言し 一方で、聞く側が姿勢を正す

のではないでしょうか。 心感や信頼感がもっと増えていく たら、私たちの日々の生活には安 れずに真摯に向き合うことができ このように、双方がリスクを恐 肯定的に断言することも、

す。あなたなら大丈夫!! ことも、あなたならきつとできま 言ってくれた人のことを信じ切る

# この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

C. S. C. C. L. C. L. C. L. C. L. C. L. C. L. C.						
日	付	法規等	出 所	備考	掲載号	
	21年 30日	令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しを受けた監査上の対応について(お知らせ)	JICPA	令和3年度税制改正による電子帳簿保存法の改正でのスキャナ保存制度の要件緩和が監査に影響することから、本改正の趣旨を踏まえ、作成されたスキャン文書の利用を前提とした監査計画の策定、監査手続の実施に努めることを会員に求めるもの。また、監査対象年度の期中からスキャナ保存制度を採用する予定の有無と採用予定の場合の対応スケジュール、および電子取引の取引関係書類の電子データの保管体制について、監査人が事前に被監査会社と協議のうえ、対応の必要性を考慮することを求めている。なお、スキャナ保存制度に関し、本改正を受けた新たな公表物の作成に着手しており、2021年12月公表目標で検討を進めている。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210930dig.html	_	

株価は急ピッチで回復した。こ

との見方もある。

は、

新政権への期待感の現れ

かじ取りを始めることとなる。 があまりよくない状況で政策の 方で、 新首相は、 大きな課題であるコロ 株式市場の雰囲

株価を冷え込ませた。 の壁問題が加わって、 かの金融政策の方向性や、 各国 团

れる。

もないとの期待の声もある。 済は、 に悪いとはいえない。 新首相が率いる現在の日本経 は強気一本ヤリとはいかない 必要以上に弱気になること 他の主要国に比べて特別 今後の株

場もそれに巻き込まれて、 ピッチの株価上昇はストップし が株安に見舞われると、 不履行懸念が表面化し、 産大手、 しかし、 さらに、9月下旬にはアメ 9月中旬に中国の不 恒大グループの債務 日本市 世界中 急

復一 財政危機も影響しているとみら より一足早く経済活動を再開し 大グループの危機、 ていた中国、 社会活動が振り回されているの コロナ禍の行方に、経済活動 各国で共通している。 ただ、これには、 服の兆しが指摘されて アメリカは景気回 アメリカの 中国 日本 恒 V

場はポジティブな反応を示し、 が活発化すると、日本の株式市 ずしも株式市場に好影響が生じ 経済問題が複雑化しており、必 市場はご祝儀相場となったが、 るとは限らないとみられている。 ただ、自民党総裁選挙の動き 新首相が登場すれば、株式 多くの先進国では政治

ことが求められている。 的な経済政策を迅速に実行する 済活動が一本調子で回復という 済正常化もさまざまな制約を残 V, わけにはいかないとの見方も強 したままである。これからの 新首相は効果的、 かつ具

来の懸念が指摘されており、 動直前に緊急事態宣言が解除さ 化に向かいつつある。 ナ禍対応については、 しかし、コロナ禍は第6波 経済活動、 市民生活は正常 新政権始 経

される予定だ。一昔前の日本で

臨時国会で新首相に選任

9月29日、自民党新総裁が誕

と株式市場 相 の もと 動 き出す日

# 経理用語の豆知識

# ライセンスの供与

ライセンスは、企業の知的財産に対する顧客の権利を 定めるものである。ライセンスを供与する約束が、顧客と の契約における他の財またはサービスを移転する約束と 別個のものでない場合には、ライセンスを供与する約束と 当該他の財またはサービスを移転する約束の両方を一括 して単一の履行義務として処理し、一定の期間にわたり充 足される履行義務か、または一時点で充足される履行義 務であるかを判定する。

ライセンスを供与する約束が別個のものであり、独立し た履行義務である場合には、ライセンスを顧客に供与する 際の企業の約束の性質が、①ライセンス期間にわたり存在 する知的財産にアクセスする権利、②ライセンスが供与さ れる時点で存在する知的財産を使用する権利、のいずれ を提供するものであるか判定する。①の場合は一定の期 間にわたり充足される履行義務として処理し、②の場合は ライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収 益を認識する。

## 経営者確認書

経営者確認書は、経営者が監査人に提出する書面によ る陳述をいい、監査人を宛先とする書簡とされているが、 書面または書簡とは文書化されたもの、書かれたものを意 図しており、紙媒体によることを強制するものではない。し たがって、本人識別性および非改竄性が確保されていれ ば電子形式により経営者確認書を入手することができ、そ の場合にはあらためて紙媒体により経営者確認書を入手 する必要はないと考えられる。

本人識別性は、電子証明及び認証業務に関する法律2 条および3条に該当し得る電子署名(ローカル署名型、リ モート署名型、事業者署名型)を付したPDF等により確保 し得る。非改竄性とは、電子署名を付すほか、内容の変更 に制約のある電子形式ファイルにより確保することができ るとされている。また、経営者確認書の授受において用い られているメールアドレスについて通例でない状況が識別 されていないか等についても考慮する。